

○上越教育大学情報メディア教育支援センター利用経費取扱要項

(平成30年2月23日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学情報メディア教育支援センター利用規程（平成16年規程第90号）第11条第2項の規定に基づき、上越教育大学情報メディア教育支援センター（以下「情報メディアセンター」という。）の利用に係る経費及び負担の方法について必要な事項を定める。

(情報メディアセンター利用経費)

第2条 この要項において、「情報メディアセンター利用に係る経費（以下「センター利用経費」という。）」とは、次の各号に掲げるものの利用に係る経費をいう。

- (1) 情報メディアセンターが管理する教育研究目的で使用できる大判カラープリンター（以下「大判プリンター」という。）
- (2) 情報メディアセンターが管理する教育研究目的で使用できる学生用プリンター（前号に規定する大判プリンターのほか、3Dプリンター及び捺染プリンター等の特殊なものを除く。以下「学生用プリンター」という。）
- (3) 情報メディアセンターが管理する教育研究目的以外でも使用できる有料プリンター（以下「有料プリンター」という。）

(経費の負担)

第3条 センター利用経費は、利用者の負担とする。ただし、大判プリンターの利用に係る経費は、学内の予算差引きにより行うことができる。

- 2 大判プリンターの経費を利用者が負担するときは、別記様式の大判プリンター利用経費負担申告書（以下「申告書」という。）に別表に定める負担額を納入した領収書を添えて情報メディア教育支援センター長（以下「センター長」という。）へ提出しなければならない。
- 3 学生用プリンターの利用は、次条に定めるところによる。
- 4 有料プリンターの経費を利用者が負担するときは、別に定める負担額を納入しなければならない。
- 5 第2項及び前項の利用者が納付した経費は、原則として返還しない。

(学生用プリンターの利用)

第4条 学生用プリンターの利用は、印刷利用ポイント（以下「ポイント」という。）によるものとする。

- 2 印刷に要するポイントは、白黒1枚につき1ポイント、カラー1枚につき3ポイントとする。
- 3 ポイントの使用は、原則として、1利用者につき年間200ポイントを上限とする。
- 4 前項のポイントの残数を次年度に繰り越すことはできない。
- 5 利用者間で、ポイントの授受はできない。
- 6 ポイントの残数が0になったときは、学生用プリンターを利用することができない。この場合、有料プリンターを利用するものとする。

(予算差引き)

第5条 学内の経費によるセンター利用経費の予算差引きは、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 情報メディアセンターは、毎四半期ごとに、大判プリンターの利用実績を財務課に報告する。

(2) 財務課は、前号の報告に基づき、所管する部局の予算からセンター利用経費を差し引く。

(その他)

第6条 この要項の定めるもののほか、センター利用経費に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

○大判プリンター

種 別	単 位	料 金
36インチロール紙 (914mm×50m) 普通紙	A0サイズノビ 1枚相当以下	200円

※横断幕等を印刷する場合は、原則、ロール紙を持ち込むこととする。

なお、ロール紙を持ち込む場合の料金は、半額とする。

別記様式（第3条関係）

大判プリンター利用経費負担申告書

年 月 日

情報メディア教育支援センター長 殿

所 属
学 年
学籍番号
氏 名

- 下記のとおり，大判プリンター利用経費を納入しましたので申告書を提出します。
- 下記の大判プリンター利用経費は，学内経費での予算差引きにより納入します。

記

ロール紙の持ち込みの有無： 有 無

一枚あたり単価	印刷枚数	負担額
円	枚	円

(領収書添付箇所)

取扱者記入欄	
使用日時	確認印
月 日 時 分	